

定 款

特定非営利活動法人 防災機器開発研究会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 防災機器開発研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県秩父市中村町2丁目6番地21号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、防災機器類の研究をおこない簡便で安価な機器類を開発することを主体とし、それらの成果から安全なまちづくり等に係わる事業をおこない防災機器のリサイクル推進などで環境の保全や災害救援につながる防災機器類の設置などを推進することで、安全な充実した社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 環境の保全を図る活動
- ② 災害救援活動
- ③ 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 防災機器類のメンテナンスやリサイクル推進事業
- ② 防災機器類設置事業
- ③ 成果公表と防災提案事業

(2) その他の事業

- ① 研究開発成果品による委託生産と委託販売事業
 - ② バザーなどでの販売事業
2. その他の事業に掲げる事業は前項(1)に掲げる事業に支障のない限り行うものとしてその利益は前項(1)に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法
(以下「法」という)上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動することを目的として入会した個人または団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、支援することを目的として入会した個人
または団体
 - (3) 準会員 この法人の目的に賛同し、活動することを目的として入会した未成年の個人

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2. 会員として入会しようとする者は代表理事が別に定める入会申込書により
代表理事に申し込むものとし代表理事は正当な理由がない限り入会を認め
なければならない。但し、前団体のNPO任意団体農業防災機器開発研究会の
すべての会員については、継続して本団体の会員資格を有するものとする。
- 3. 代表理事は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面を
もって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、納入を免除された者以外は理事会で別に定める入会金および会費を
納入しなければならない。

- 2. 理事会が納入を免除した正会員や準会員については入会金および会費を免除する。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けを提出して受理されたとき。
- (2) 本人が死亡したときや会員である団体が消滅したとき。
- (3) 特別な理由もなく、継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届けを代表理事に提出して、任意に退会する
ことができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決によりこれを除名することができる。この場合は、その会員に対して決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 法令やこの定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

- 第12条 既納の入会金や会費およびその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 4人
 - (2) 監事 2人
2. 理事4人のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
監事2人については、監事1人、副監事1人とする。

(選任等)

- 第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。
2. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
 3. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 代表理事は、この法人を代表し、代表理事以外の理事は、法人の業務について法人を代表しない。
2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、または代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
 3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況もしくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、または理事会の招集を請求すること。
- (6) 副監事は、監事を補佐し、監事に事故あるとき、または監事が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
4. 任期伸長の規定として、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2号に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長と所要の職員を置くことができる。
2. 事務局長(専務担当)は、理事会で選考し、代表理事が任免する。
 3. 技術局長は、理事会で選考し、代表理事が任免する。
 4. 会計局長は、理事会で選考し、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画および活動予算ならびにその変更
 - (5) 事業報告および活動決算
 - (6) 役員の選任または解任
 - (7) 借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄
 - (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号または第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 議長の選出理由
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織および運営に関する必要な事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号または第3号の規定による請求があつたときは、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項で予め通知された事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(定足数)

第37条 全理事の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前2条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第7章 運営委員会

(権能および構成)

第40条 運営委員会は、月1回程度開催し、本会の活動に係る事項について協議する。

2. 運営委員会の委員は、運営委員会において正会員の中から選任する。
3. 運営委員会の議長は、運営委員がこれに当たる。
4. 運営委員から要請があるときは、会員は運営委員会に出席し、協議に加わることができる。
5. 会員は運営委員会にオブザーバーとして出席することができる。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理および区分)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2. この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第45条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第47条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができます。

(事業報告および決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、理事会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雜則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この定款は、法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当時の役員は、次のとおりとする。

代表理事	新井 良雄
副代表理事	大槻 哲也
理事	藤井 仁
理事	高田 充康
監事	岩谷 崇
副監事	齊藤 孝
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項にかかわらず、成立の日から令和7年11月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず成立の日から令和7年8月31日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金および会費は、この定款の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
但し、前NPO任意団体 農業防災機器開発研究会から本会に移行された会員は入会金を免除する。
法人成立後に入会される正会員、賛助会員については、入会金は、1,000円とする。
年会費については、全ての会員は1,000円とする。
未成年の個人である準会員は、入会金、年会費を免除する。

役員名簿

特定非営利活動法人 防災機器開発研究会

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	新井 良雄	[REDACTED]	(無)
理事	大槻 哲也	[REDACTED]	(無)
理事	藤井 仁	[REDACTED]	(無)
理事	高田 充康	[REDACTED]	(無)
監事	岩谷 崇	[REDACTED]	(無)
監事	齊藤 孝	[REDACTED]	無

*住所は住民登録されたものとする。

設立趣旨書

1 趣 旨:台風や異常気象などの大雨により河川の氾濫や、水路などが増水して誤って人が落ちて亡くなる事案が多く発生しております。アンダーパスの水がたまりにうっかり進行すると水没して溺れ大切な命が失われております。崖や傾斜面に降り注いだ雨は土石流や地すべりを発生させて土砂により建物が破壊されて埋まり住人が亡くなる事案が多く発生しております。

それらは身近に災害発生を知らせる為の手軽で安価な防災機器類が入手できないために全てに対策されていないのが現状です。当団体は、水害や地すべり、土石流などの自然災害に対応する簡便で安価な防災機器を研究開発して成果物を提供することで、地域での災害防止策などを提案して地域の安全対策に寄与することを目的としております。先に農業を中心に非営利任意団体を設立して活動しておりましたが、防災が広範囲であることや団体が法人格ではないので限界がありました。

このような活動を行うに際して各種の契約を結ぶ必要がありますので法人格が必要となります。

当団体は、営利を目的としておりませんので会社の組織は似つかわしくなくNPO法人として設立することを決意しました。

2 申請に至るまでの経過:

令和4年8月1日にNPO非営利任意団体の農業防災機器開発研究会が発足しました。

令和5年10月28日の総会にて法人化について調査、検討することが提案されました。

令和5年11月24日に監督、申請官庁である埼玉県秩父振興センターを訪問して相談しました。

令和6年3月4日同秩父振興センターを訪問した際に申請要綱について説明を受けました。

令和6年7月5日の総会にて法人化推進の審議で法人化推進が決議されました。

令和6年7月29日同秩父振興センターを訪問して法人申請を行うことを報告しました。

令和6年8月30日

特定非営利活動法人 防災機器開発研究会

設立代表者

氏 名 新井 良雄

令和6年度事業計画書

法人名:特定非営利活動法人 防災機器開発研究会

1. 事業実施の方針

令和6年度(初年度)は、当法人の知名度を上げる活動の目標を含めて資産ゼロからの出発となるので、事業実施による収益や寄附金、事業への補助金獲得につとめ、できる限りの支出を抑えて健全な運営を目指す。当法人の知名度が上がりれば結果的に当法人の趣旨に賛同して頂ける個人や団体が増えて、事業の増益や寄附金、補助金の獲得につながり健全な運営を遂行できると考える。「その他の事業」として、引き続き研究開発した成果物を外部に委託生産して希望者に委託販売する。会員やスタッフから提供された不要物品などもリサイクル推進のためバザーなどで販売する。

2. 事業の実施に関する事項

本事業の実施期間は、法人成立の日から令和7年8月31日までとする

(1) 特定非営利活動にかかる事業

事業名	事業内容	実施	予定場所	従事者 人数 (予定)	受益 範囲者 (予定)	支出 見込額 (円)
1. 防災機器類のメンテナンス やリサイクル推進事業	防災機器類のメンテナンスや 機器類の構成部品などの リサイクル	準備 中	準備中	準備 中	準備中	○
2. 防災機器類設置事業	①紫外線強度観測機器類の設置 ②水位観測防災機器類の設置	通年 準備 中		1人 準備 中	不特定 多数 準備中	76,000 ○
3. 成果公表と防災提案事業	防災機器類の研究開発において 成果の公表と自治体への防災の 提案	通年	秩父地域の 自治体	1人	不特定 多数	122,000

(2) その他の事業

1. 研究開発成果品の委託 生産と委託販売事業	研究開発成果物から防災機器類 を委託製造して販売する	通年	事務所	1人	不特定 多数	55,000
2. バザーなどの販売事業	会員、スタッフなどから提供され た提供された不要物品などを リサイクル推進のため販売する	通年	イベント 会場	1人	不特定 多数	55,000

令和7年度事業計画書

法人名:特定非営利活動法人 防災機器開発研究会

1. 事業実施の方針

令和7年度は、令和6年度に引き続き事業実施による収益や寄附金、事業への補助金獲得につとめ、できる限りの支出を抑えて健全な運営を目指す。当法人の知名度が上がれば結果的に当法人の趣旨に賛同して頂ける個人や団体が増えて、事業の増益や寄附金、補助金の獲得につながり健全な運営を遂行できると考える。
「その他の事業」として、引き続き研究開発した成果物を外部に委託生産して希望者に委託販売する。
会員やスタッフから提供された不要物品などリサイクル推進のためバザーなどで販売する。

2. 事業の実施に関する事項

本事業の実施期間は、令和7年9月1日より令和8年8月31日までとする。

(1) 特定非営利活動にかかる事業

事業名	事業内容	実施	予定場所	従事者 人数 (予定)	受益 範囲者 (予定)	支出 見込額 (円)
1. 防災機器類のメンテナンス やリサイクル推進事業	防災機器類のメンテナンスや 機器類の構成部品などの リサイクル	通年	青梅Lab	1人	不特定 多数	76,000
2. 防災機器類設置事業	①紫外線強度観測機器類の設置	通年	事務所	1人	不特定 多数	76,000
	②水位観測防災機器類の設置	通年	秩父地域	1人	不特定 多数	76,000
3. 成果公表と防災提案事業	防災機器類の研究開発において 成果物の公表と自治体への防災 の提案	通年	秩父地域 の 自治体	1人	不特定 多数	122,000

(2) その他の事業

1. 研究開発成果品の委託 生産と委託販売事業	研究開発成果物から防災機器類 を委託製造して販売する	通年	事務所	1人	不特定 多数	55,000
2. バザーなどの販売事業	会員、スタッフなどから提供され た提供された不要物品などを リサイクル推進のため販売する	通年	イベント 会場	1人	不特定 多数	55,000

令和6年度 活動予算書

成立の日から～令和7年8月31日まで

特定非営利活動法人 防災機器開発研究会

(単位円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費(1000×10)	10,000		10,000
2. 受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等	0		0
4. 事業収益 防災機器類のメンテナンスや リサイクル推進事業	0		
防災機器類設置事業	250,000		
成果公表と防災提案事業	50,000		
研究開発成果品による委託生産と委託 販売事業		180,000	
バザーなどの販売事業		20,000	500,000
経常収益計(A)	310,000	200,000	510,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給与手当	0	0	
臨時雇い賃金	20,000	20,000	
法定福利費	0	0	
人件費計	20,000	20,000	
(2) その他の経費 旅費交通費	30,000	40,000	
通信運搬費	10,000	10,000	
印刷製本費	2,000	10,000	
消耗品費	10,000	4,000	
備品費	0	0	
水道光熱費	50,000	2,000	
地代家賃	46,000	4,000	
雜費	10,000	10,000	
会議費	20,000	10,000	
その他の経費計	178,000	90,000	
事業費計	198,000	110,000	308,000
2. 管理費			
(1) 人件費 給与手当	0	0	
役員報酬	0	0	
福利厚生費	0	0	
人件費計	0	0	
(2) その他の経費 旅費交通費	12,000	10,000	
通信運搬費	4,000	4,000	
印刷製本費	2,000	2,000	
消耗品費	4,000	4,000	
備品費	0	0	
水道光熱費	10,000	10,000	
地代家賃	24,000	20,000	
雜費	4,000	4,000	
租税公課	0	0	
その他の経費計	60,000	54,000	
管理費計	60,000	54,000	114,000
経常費計 (B)	258,000	164,000	422,000
当期経常増減額(A-B)	52,000	36,000	88,000
III 経常外収益			
経常外収益 (C)	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用 (D)	0	0	0
経理区分振替額 (E)	36,000	▲36,000	0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D+E)	88,000	0	88,000
② 設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額(1+2)	88,000	0	88,000

令和7年度 活動予算書

令和7年9月1日～令和8年8月31日まで

特定非営利活動法人 防災機器開発研究会

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費(1000×10)	10,000		10,000
2. 受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等	0		0
4. 事業収益			
防災機器類のメンテナンスやリサイクル推進事業	200,000		
防災機器類設置事業	250,000		
成果公表と防災提案事業	50,000		
研究開発成果品による委託生産と委託販売事業		180,000	
バザーなどの販売事業		20,000	700,000
経常収益計(A)	510,000	200,000	710,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0	0	
臨時雇い賃金	40,000	20,000	
法定福利費	0	0	
人件費計	40,000	20,000	
(2) その他の経費			
旅費交通費	50,000	40,000	
通信運搬費	20,000	10,000	
印刷製本費	4,000	10,000	
消耗品費	20,000	4,000	
備品費	0	0	
水道光熱費	90,000	2,000	
地代家賃	66,000	4,000	
雑費	20,000	10,000	
会議費	40,000	10,000	
その他の経費計	310,000	90,000	
事業費計	350,000	110,000	460,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0	0	
役員報酬	0	0	
福利厚生費	0	0	
人件費計	0	0	
(2) その他の経費			
旅費交通費	16,000	10,000	
通信運搬費	8,000	4,000	
印刷製本費	4,000	2,000	
消耗品費	8,000	4,000	
備品費	0	0	
水道光熱費	20,000	10,000	
地代家賃	48,000	20,000	
雑費	8,000	4,000	
租税公課	0	0	
その他の経費計	112,000	54,000	
管理費計	112,000	54,000	166,000
経常費計(B)	462,000	164,000	626,000
当期経常増減額(A-B)	48,000	36,000	84,000
III 経常外収益			
経常外収益(C)	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用(D)	0	0	0
経理区分振替額(E)	36,000	▲36,000	0
①当期正味財産増減額(A-B+C-D+E)	84,000	0	84,000
②前期繰越正味財産額	88,000	0	88,000
次期繰越正味財産額(1+2)	172,000	0	172,000